第6次
しばた男女共同参画プラン（素案）

～誰もが輝き、共に創る未来のしばた～

令和8年3月

柴田町

はじめに

柴田町では、男女共同参画推進の取り組みとして、平成10年に「柴田町男女共同参画都市」を宣言しました。以降、男女が共に自立し、性別や年齢にかわらず一人ひとりが尊重され、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、令和3年から5年間の「第5次しばた男女共同参画プラン」を策定して、各分野における施策を実施してきました。

しかしながら、この期間は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に雇用の不安定化や貧困、DVやジェンダーに関する様々な課題が顕著になった一方で、リモートワークの導入など、働く場所にとらわれない新しい働き方や生活様式が社会全体に広がり、男性の家事・育児・介護への参画が期待される契機にもなりました。

このような社会情勢の中、国では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の改正や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行など、各種の法整備を進めるとともに、令和2年に策定した「第5次男女共同参画基本計画」を基軸に、女性の登用機会を増やすための人材育成やロールモデルの提示、育児・介護など、ライフイベントに応じた勤務環境の整備、女性管理職の育成プログラムの拡充といった施策を一体的に展開し、社会の各分野で女性の参加平等を推進しています。

こうした状況や第5次しばた男女共同参画プランの成果、柴田町の現状と課題を踏まえ、この度、誰もが輝き、共に創る未来のまちを目指して「第6次しばた男女共同参画プラン」を策定しました。今後、本プランの推進に当たっては、町民の皆様、事業所や企業の皆様、関係機関の方々と連携しながら一体となって取り組むことが重要です。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、本プランの策定に際し、貴重なご意見を賜りました「柴田町男女共同参画推進審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様、策定に携わっていただいた関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

柴田町長　滝口　茂

柴田町男女共同参画都市宣言

わたくしたちは、男女がともに自立し、個性を発揮しつつ、ともに助け合うパートナーとしてあらゆる分野に参画できる新世紀の柴田町づくりに努めます。男女が共同参画して築く町づくりをめざし、ここに「柴田町男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- **男女がともに自立と平等をめざした人づくりをします**
- **男女がともに支えあい、働きやすい環境づくりをします**
- **男女がともに健康で安心してくらせる環境づくりをします**
- **男女がともにあらゆる分野に参画するまちづくりをします**
- **男女がともに地球人として、世界平和に貢献します**

平成10年6月17日

柴 田 町

目次

■第1章　計画の基本的な考え方

1　計画策定の背景……1
2　計画の目的と理念……2
3　計画の名称……2
4　計画の位置づけ……2
5　計画の期間……2
6　計画とSDGs……3
7　計画の推進……3
8　計画の点検・評価……3
9　計画の体系……4

■第2章　男女共同参画推進のための施策

■　基本目標1　社会全体における男女共同参画の実現……7
■　基本目標2　家庭生活・子育て等における男女共同参画の実現……10
■　基本目標3　学校教育における男女共同参画の実現……15
■　基本目標4　職場における男女共同参画の実現……17
■　基本目標5　地域における男女共同参画の実現……21

■第3章　計画の推進

1　計画の推進体制……26
2　計画推進のための取組……27

■　参考資料

……28

第１章 計画の基本的な考え方

１ 計画策定の背景

我が国では、少子高齢化の急速な進行により、労働力不足や社会保障制度の持続可能性、地域社会の活力低下など、様々な課題が深刻化しています。特に、生産年齢人口の減少は、経済成長の鈍化や国内市場の縮小を招き、また、高齢化の進展においては、社会保障費の増大や医療、介護サービスの需要増大につながり、財政を圧迫する要因となっています。

これに加えて、近年のグローバル化や情報化が進展する社会の中においては、国境を越えた人・モノ・情報の交流が活発になる一方で、多様な価値観や背景を持つ人々が共存する社会へと変貌しています。世界全体が一つの経済圏や社会的なネットワークとして結びつき、社会全体に大きな影響を与えつつ、新たな課題や機会を生み出しています。これらの変化に対応するためには、個人の意識改革や教育改革、政策の見直しなど、多角的な視点からの取り組みが求められます。

柴田町の男女共同参画の取組としては、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できるまちづくりを目指し、平成10年に「柴田町男女共同参画都市」を宣言しました。また、平成24年4月には、町と住民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、住民の参画により、柴田町における男女共同参画推進に関する基本理念を定めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の責務及び施策を明らかにすることにより、心豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目的とした「柴田町男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、現在の男女共同参画行政の基本となる「しばた女性施策推進基本計画（しばた女性プラン21）」を平成8年に策定し、以降、「第2次しばた女性政策推進基本計画（しばた男女共同参画プラン）」を平成13年に、「第3次しばた男女共同参画プラン」を平成23年に、「第4次しばた男女共同参画プラン」を平成28年に、「第5次しばた男女共同参画プラン」を令和3年に策定し、柴田町の男女共同参画施策の推進に取り組んできたところです。

本計画策定にあたっては、国が示す「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を遵守し、かつ、「第6次柴田町総合計画後期基本計画（令和5年度から令和8年度まで）」との整合を図りながら、これまでの計画に基づいて進めてきた諸施策の成果及びその課題を踏まえつつ、社会情勢の変化とともに男女共同参画に関する課題の変化も適切に把握し、具体的な計画策定に取り組みました。

また、本計画では、各施策及び事業の実行性を高めることを目的に、進捗状況等を客観的に判断するための成果目標を各事業に設定しています。さらに、その施策及び事業の成果について評価し、結果をフィードバックするマネジメントサイクル（PDCAサイクル※）を導入することで、効果的に計画を推進していくこととします。

2 計画の目的と理念

本計画は、「柴田町男女共同参画推進条例（平成24年柴田町条例第1号）」に基づき、心豊かで活力ある男女共同参画社会を実現するため、町、住民、事業者及び教育関係者の責任及び課題を明らかにし、条例における基本理念に沿って男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に取り組むことを目的として策定するものです。

柴田町男女共同参画推進条例における基本理念

1 男女の人権の尊重
2 暴力の根絶
3 社会制度又は慣行についての配慮
4 共同参画の機会確保
5 家庭生活及びその他の活動の両立
6 性と生殖に関する健康と権利の確保
7 国際社会との協調

3 計画の名称

本計画の名称は、「第6次しばた男女共同参画プラン」とします。また、個人が自らの意思や希望に基づいて、生活スタイルや働き方などを選ぶことができ、様々な場面で自己の能力や個性を最大限に発揮しながら、自分らしく生きることができる社会の実現を目指すため、「誰もが輝き、共に創る未来のしばた」を副題とします。

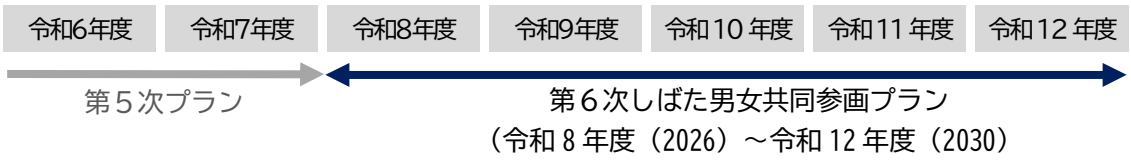
4 計画の位置付け

本計画は、「柴田町男女共同参画推進条例」に基づく、「男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」とし、かつ、町の最上位計画である「柴田町総合計画」の分野別の諸計画と整合が図られた計画とします。

また、基本目標4「職場における男女共同参画の実現」の項目は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村基本計画を包含するものとし、その部分については「柴田町特定事業主行動計画」として位置付けます。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。



6 計画とSDGs

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGs※の17の目標(ゴール)のうち、「ゴール5 ジェンダー平等※を実現しよう」に主に関連します。しかし、実現のためには「ゴール1 貧困をなくそう」、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール8 働きがいも経済成長も」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」、「ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう」などの実現も必要になります。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標達成に貢献することにつながります。



7 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内の関係課で構成する「柴田町男女共同参画推進連絡会議」において、計画の総合的調整及び庁内の横断的な連携強化を図り、効果的な取組を推進します。

また、計画の進捗状況などについては「柴田町男女共同参画推進審議会」が調査及び審議を行います。

さらに、本計画においては、各施策事業にAからDまでの4つの関連要因を示しており、重要度や業務量、達成までに時間がかかる・かからないなどといったことが想定できることから、実施計画を立てるうえでの業務分担など、効率的な業務遂行が期待できます。

各施策事業の関連要因
A 法律・制度が関連している
B 国・県の財政支援等が関連している
C 町民や町内企業等の協力体制が関連している
D 町単独での予算や体制が関連している

8 計画の点検・評価

計画の評価にあたっては、PDCAサイクルを活用し、事業の成果などについて客観的に判断します。各事業の所管課で行う一次評価と、これを取りまとめるまちづくり政策課による二次評価に加え、柴田町男女共同参画推進審議会において必要な提案や助言をいただき、その結果を町民に公表するとともに、より効果的に計画を推進するため、翌年度事業に反映します。

9 計画の体系

基本目標1　社会全体における男女共同参画の実現

施策1－1　政策・方針決定過程への女性参画の促進

- ●女性管理職の積極的登用
- ●審議会等における女性委員登用の促進

施策1－2　固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発

- ●男女共同参画情報紙「男女共同参画通信」の発行
- ●町内企業による取組事例の紹介

基本目標2　家庭生活・子育て等における男女共同参画の実現

施策2－1　妊産婦や子育て家庭への伴走型の相談支援

- ●母子保健サービスの充実
- ●子育て世帯訪問支援事業
- ●子育て相談事業

施策2－2　人生 100 年時代における心と体の健康づくりへの支援

- ●がん検診等の実施
- ●心とからだの健康づくりの推進

施策2－3　あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

- ●支援措置制度の情報発信
- ●DV 相談窓口に関する情報の発信
- ●児童虐待の防止と支援体制の充実

施策2－4　高齢者や介護者を支援するサービスの充実

- ●介護に関する養成講座の充実
- ●介護に関する相談窓口の充実
- ●柴田町社会福祉協議会だよりの発行

基本目標3　学校教育における男女共同参画の実現

施策3－1　学校教育を通じた人権意識の高揚

●人権教室の開催

施策3－2　健康教育の推進

●若年層への将来のライフプランを見据えた健康教育の実施

基本目標4　職場における男女共同参画の実現

施策4－1　女性の職業能力開発と多様な働き方の促進

●職業能力開発講座の実施
●女性の再就職支援
●地域の高校生への地元企業情報の紹介
●町女性技術職員（建築・土木）の採用

施策4－2　農林業や自営業等における女性の経営参画の推進

●女性の起業・創業に向けた支援
●国・県等の各種助成金や起業家に対する融資制度等の情報提供
●女性農業起業家研究会等の実施

施策4－3　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

●町職員のワーク・ライフ・バランスの推進
●町男性職員の育児休業取得率の向上

基本目標5　地域における男女共同参画の実現

施策5－1　地域活動における男女共同参画の促進

●「男性向け家庭教育講座」の実施
●地域デビュー事業の実施

施策5－2　高齢者や障がい者等への自立支援

●生活困窮者の自立支援
●障がい者相談事業の実施
●障害者虐待防止センター事業や障害福祉サービス事業等の周知
●高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進
●地域支え合い研修会の実施

施策5－3　防災への女性参画の促進

●学校・地域における防災教育の充実
●防災指導員の養成

施策5－4　恋愛や結婚に向けた若者等への意識の醸成

●婚活イベントや結婚相談会などによる出会いの場の提供

第２章 男女共同参画推進のための施策

■基本目標1　社会全体における男女共同参画の実現

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を負うべき社会を形成していくことが重要です。

これまでの国による男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの法整備、長時間労働の抑制や育児支援策の充実などにより、女性の就業率については、いわゆるM字カーブ※がほぼ解消している一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化するL字カーブ※の問題が続いており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大については、進展に遅れが見られます。

また、結婚や育児、介護を始めとしたライフイベントに際し、仕事との両立のしずらさや、特に女性においては、キャリア形成が困難となる状況が見られ、その背景には、根強い固定的性別役割分担意識※や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※があります。

そのため、女性も男性も全ての人が、仕事と子育て、介護、社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリスキリングの機会を得ながらその能力を発揮することができる環境の整備が求められています。

このような男女共同参画社会の形成は、全ての人が個性と能力を十分に発揮し生きがいを感じられる、多様性（ダイバーシティ）※が尊重される社会の実現にも寄与します。

町の状況を見てみますと、審議会等における女性委員の登用率においては、県の目標値を達成している一方で、管理的職業従事者の登用については、まだまだ少ない状況にあり、指導的地位への女性の参画拡大を図っていく必要があります。

今後、女性が長期的な展望に立って働き続けるようにする観点からも、固定的性別役割分担意識の解消に向けた対応等により、政策・方針決定過程への女性参画を引き続き推進していきます。

社会全体における男女共同参画の実現に向けて、この項では以下の2つの施策に取り組みます。

施策1－1　政策・方針決定過程への女性参画の促進

施策1－2　固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発

施策1－1　政策・方針決定過程の女性参画の推進

第5次プランでは、審議会等における女性委員登用の割合を 35％以上とすることを掲げ、令和7年3月末現在で、35.6％と目標を達成しています。今後も、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画する機会を確保するため、審議会等の委員選任において、女性の参画を積極的に働きかけます。

一方、本町の管理職に占める女性の割合は、令和7年4月時点で36.8％と、政策・方針に女性の視点を取り入れるためには、未だに管理職への女性の登用が十分進んでいるとは言えない状況です。引き続き女性職員の育成に力を入れながら、管理職としての職務遂行能力、適性等を見極め、女性の管理職への登用を推進します。

主な事業／概要				
1	**●女性管理職の積極的登用（担当課：総務課）** 全ての職員が意欲・能力を発揮できるよう、さらなる女性の人材育成と管理職登用を図ります。			
	測定指標	現状値（令和7年4月1日時点）	目標値（令和12年度）	関連要因
	柴田町の女性管理職の登用率	36.8%	38.0%	D
2	**●審議会等における女性委員登用の促進（担当課：まちづくり政策課）** 審議会等所管課に対し、女性の登用が進むよう、協力依頼をします。			
	測定指標	現状値（令和7年4月1日時点）	目標値（令和12年度）	関連要因
	審議会等における女性委員登用率	35.6%	40.0%	D

施策1－2　固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消に向けた啓発

男女共同参画社会の実現には、全ての人が性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、社会を構成するあらゆる人が様々な場面において意識改革し、男女共同参画の大切さを自覚することが重要です。

引き続き、男女共同参画という概念や意味についての十分な理解を促すとともに、男女が対等な関係を築くため、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発活動に努めます。

主な事業／概要

1

●男女共同参画情報紙「男女共同参画通信」の発行（担当課：まちづくり政策課）

男女共同参画に関するあらゆる情報を男女共同参画情報紙としてまとめ、発信することで、町民の意識醸成を図ります。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
男女共同参画情報紙の発行頻度	年２回	年２回以上	D

2

●町内企業による取組事例の紹介（担当課：まちづくり政策課）

町内企業による男女共同参画の取組みや育児休業取得状況（特に男性の育児休業取得）などの事例を公表し、他の企業の意識高揚を図ります。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
企業の取組を広報紙の特集記事として掲載	掲載実績なし	年1企業以上	D

■基本目標2　家庭生活･子育て等における男女共同参画の実現

急速な人口減少と高齢化、また、出生率の低下や若年層を中心とした都市部への人口流出が進む昨今、家庭生活や子育ての場における男女共同参画の実現は、社会の持続可能性を左右する最も重要な課題です。

近年は、ライフスタイルの多様化や家事･育児の負担を分担し、パートナーと協力したいという意識が高まり、従来の「男性は仕事、女性は家庭」という価値観が薄れ、男性も積極的に家庭に関わることへの肯定的な見方や、協力して家事･育児をこなすことへの前向きな姿勢が広がりつつあります。一方で、男性の育児休業時間は、女性に比べて短時間での取得が多く、依然として家事･育児の負担が女性に偏る傾向にあります。また、介護や看護を理由とする離職者については、男性よりも女性の方が多く、超高齢社会を迎えた現代においては、今後ますます増加していくことが懸念されます。

このような状況が解消されないままでは、女性が休息したり、自身の健康を気遣う時間を確保することが難しく、その結果、心身の健康を維持できなくなってしまう恐れがあります。そのため、男性が家事や育児に積極的に関わることのできる環境整備や子育て、介護、看護における相談体制を整えることが必要です。

また、誰もが性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らしていけることが不可欠です。

DV（ドメスティック･バイオレンス）※や児童虐待、各種ハラスメント※の暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものです。特に、女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、その根絶に向けては、男女の人権尊重の徹底などの意識改革に取り組む必要があります。

これらの様々な状況を踏まえ、家庭生活･子育て等における男女共同参画の実現に向けて、この項では、以下の4つの施策に取り組みます。

施策2－1　妊産婦や子育て家庭への伴走型の相談支援
施策2－2　人生100年時代における心と体の健康づくりへの支援
施策2－3　あらゆる暴力を根絶するための環境づくり
施策2－4　高齢者や介護者を支援するサービスの充実

施策２－１　妊産婦や子育て家庭への伴走型の相談支援

妊産婦や子育て家庭が直面する悩みは、出産前後の体と心の変化だけでなく、育児の負担感や不安、社会的なつながり不足、情報の過多と取捨選択の難しさなど多様で複雑です。こうした悩みの解消に向けては、一人ひとりに寄り添い、必要な時に適切な支援へとつなぐ取り組みが必要です。

妊娠から出産、子育て家庭を支えるための相談や子どもの発育・発達に関する相談など、安心して出産・育児ができる切れ目のない支援体制の充実に努めます。

主な事業／概要

1　●母子保健サービスの充実（担当課：健康推進課）

各種健診や相談、乳児全戸訪問事業、産後ケア事業等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図ります。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
母子健康手帳交付時の面談の実施割合	100%	100%	D

2　●子育て世帯訪問支援事業の実施（担当課：子ども家庭課）

家事や育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事・育児支援を行います。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
訪問支援員の派遣件数	－	年間 30 件	D

3　●子育て相談事業（担当課：子ども家庭課）

子育てに関する悩みごと等に対し、子ども家庭支援員を配置し、相談体制の充実と必要な支援へつなげます。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
支援員の勤務体制	5人	6人	D

施策2－2　人生100年時代における心と体の健康づくりへの支援

内閣府が公表している「令和7年版高齢社会白書」によると、日本人の平均寿命は、令和5年時点で、男性 81.09年、女性 87.14年と世界でもトップクラスの長寿社会となっています。このような状況の中、生涯を通じた健康を保持していくためには、心と体の健康について正しい知識を身に付け、自ら主体的に健康づくりに取り組める健康支援が必要です。

特に、女性は思春期、妊娠や出産期、成人・高齢期といったライフステージにおいて、心身の状況が大きく変化することから、自身の主体的生き方を尊重する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）※への理解と促進が重要です。男女が互いの性についての認識を深め、生涯にわたって健康に過ごせるよう、性差や年代に応じた心身の健康づくりの支援を行います。

<table>
<tr><th colspan="5">主な事業／概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td colspan="4">●がん検診等の実施（担当課：健康推進課）
国の指針に基づく胃・子宮・肺・乳・大腸がん検診及び前立腺がん検診、骨粗しょう症検診を実施し、がん等の早期発見や早期治療による重症化予防につなげます。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>がん検診等の実施</td><td>継続実施</td><td>継続実施</td><td>D</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td colspan="4">●心とからだの健康づくりの推進（担当課：健康推進課）
心身の健康に関する正しい情報・知識の普及啓発を図るとともに、健康維持、増進につながる健康教育や健康相談等を実施します。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>心の健康相談の実施回数</td><td>年12回</td><td>年12回</td><td>D</td></tr>
</table>

施策2－3　あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

DVや性暴力、ストーカー行為、各種のハラスメント等は、身体的・精神的苦しみをもたらす重大な人権侵害であり、犯罪となる行為です。こうした暴力やハラスメント等の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、これまでの社会的構造が潜んでいます。

町民アンケートの結果では、DVやセクシャル・ハラスメントの被害経験について、「自分が被害を受けたことがある」、「相談を受けたことがある」、「被害を受けた人を知っている」と回答された方が 36.1%と高くなっています。すべての人が安心して暮らしていくためには、一人ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」、「被害を見逃さない」という意識を持つための啓発や被害にあわないための環境を整備することが重要です。

また、DVが起きている家庭では、子どもへの暴力も同時に起きていることが少なくありません。さらに、子どもの目の前でDVが行われるなど、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与える行為は児童虐待にあたります。

児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、関係機関と連携し、児童虐待の防止と支援体制の充実を図ります。

主な事業／概要

1

●支援措置制度の情報発信（担当課：町民環境課）

DV 等被害者への支援措置制度について、ホームページや広報紙等で情報発信を行い、被害者等の安全確保や早期避難の促進につなげます。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
広報紙やホームページでの情報発信回数	―	年に１回以上	D

2

●DV相談窓口に関する情報の発信（担当課：子ども家庭課）

関係機関との連携を強化し、相談・支援体制を整備します。DVに関する情報発信を行い、理解の促進を図ります。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
広報紙やホームページ等での情報発信回数	年2回	年2回以上	D

3

●児童虐待の防止と支援体制の充実（担当課：子ども家庭課）

児童虐待に関する理解や関心を深めるための啓発に取り組むとともに、突発的に発生する事案に対しても迅速に対応する体制を構築します。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
広報紙などによる啓発回数	年8回	年8回	D
要保護児童対策地域協議会開催回数	年14 回	年に数回	D

施策2－4　高齢者や介護者を支援するサービスの充実

超高齢化社会の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加しています。また、働きながら介護をしているワーキングケアラー※が増えており、介護や看護を理由にやむを得ず離職を余儀なくされる人も、増加傾向にあります。 特に、女性には、依然として家事や介護等により多くの比重がかかっているのが現状であり、このことが、女性の活躍を阻む要因にもなり得ます。

女性を含めた全ての人が着実にキャリアを形成できるようにする観点からも、介護や看護を理由に離職することなく、仕事と介護の両立が可能となるような環境整備を推進していくとともに、孤立した介護生活の防止や長期にわたる介護による心身のストレスの軽減など、多様なライフスタイルに対応した介護者に向けた相談窓口の充実を図ります。

主な事業／概要

1

●介護に関する養成講座の充実（担当課：福祉課）

介護予防や認知症サポーター養成講座などの出前講座等を開催し、介護について正しく理解できる機会を確保します。

測定指標	現状値（令和3～6年度の平均）	目標値（令和12年度）	関連要因
出前講座等の参加者と回数（年間）	519人19回	620人20回	D

2

●介護に関する相談窓口の充実（担当課：福祉課）

地域包括ケアシステムの要である地域包括支援センターの周知を図ります。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
介護の相談件数（年間）	延べ7、795人	延べ7、500人	D

3

●柴田町社会福祉協議会だよりの発行（担当課：柴田町社会福祉協議会）

地域住民が主体となって、住民の生活を守り、向上していくために福祉コミュニティづくりの情報を発信します。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
柴田町社協だより情報紙の発行頻度	年5回	年5回以上	D

■基本目標3　学校教育における男女共同参画の実現

教育現場は、児童生徒が自らの生き方を主体的に選択できる力を育む最も基本的な場であり、性差に対する偏見を払拭し、協力と相互尊重を身に付けさせる役割を担います。

学校が地域社会と一体となって学びを深め、また、家庭や地域社会が子どもの成長を支える基盤を整えることで、社会全体の公正さと多様性を育てる教育環境を築くいていくことが大切です。

学校での性別にとらわれない学習機会の提供や性別バイアス※を減らす取り組みは、子ども達の将来の選択肢を広げ、誰もが自分らしく輝ける持続可能な社会の実現につながります。

子ども達自身が男女の身体的性差を十分に理解し合い、協働する力を育むことで、幼児期からの男女共同参画の実質的な定着につなげていくことが重要です。

学校教育における男女共同参画の実現に向けて、この項では、以下の2つの施策に取り組みます。

施策3－1　学校教育を通じた人権意識の高揚

施策3－2　健康教育の推進

施策３－１　学校教育を通じた人権意識の高揚

全ての子ども達が、性別にとらわれず、互いに個性を尊重し合い、適性や希望を踏まえて多様な選択ができる社会を実現するためには、発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、それぞれが一人ひとりの生き方や能力等を尊重する意識を醸成していくことが大切です。

学校教育における学びの機会を充実させていくとともに、児童生徒が、人権尊重意識、男女平等意識を育むための取組を推進します。

主な事業／概要

1

●人権教室の開催（担当課：教育総務課）

児童・生徒一人一人が思いやりの心を育み、男女平等の理念を理解できるよう、学習機会の充実を図ります。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
人権教室の実施校数	9校	9校	D

施策３－２　健康教育の推進

若年期は、食事、運動、睡眠、ストレス対処、自己管理といった生活習慣が個人の体づくりを決定づける時期であり、ここで形成された基盤が、将来の妊娠や出産を含む一連の健康状態に深く影響します。

次世代を担う子どもたちが妊娠や出産に対する正しい知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めるため、早い段階から日々の生活や自分の健康と向き合うための教育啓発に努めます。

主な事業／概要

1

●若年層への将来のライフプランを見据えた健康教育の実施（担当課：健康推進課）

若年層に向けて、性や妊娠・出産についての科学的に正しい知識の普及を行います。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
プレコンセプションケア※に係る健康教育等の実施校数	－	３中学校	D

■基本目標4　職場における男女共同参画の実現

男女ともに働き、経済的に自立していくためには、固定的な性別役割分担意識を払拭し、それぞれのライフスタイルに合わせて、時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方ができる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※を図ることが求められます。そのためには、職場における長時間労働の解消や育児休業、介護休業等の取得促進、フレックスタイム制度や在宅勤務の導入などの働き方ができる環境づくりが大切です。

また、少子高齢化や人材不足が進む中、全ての人が能力を最大限に発揮できる環境を整えることが地域や経済活動を活性化させるうえで重要で、生産性の向上だけでなく、女性をはじめとした多様な人材確保が可能となり、目まぐるしく変化する社会情勢にも対応できる組織づくりへとつながります。

このような職場環境の整備については、事業所の理解が不可欠であることから、企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行います。

このほか、農林業や自営業においては、固定的性別役割分担意識が一定程度残っていると考えられ、女性の経営参画が進まない一因となっています。男性と女性が対等なパートナーとして経営などに参画できる環境整備に努めます。

職場における男女共同参画の実現に向けて、この項では以下の2つの施策に取り組みます。

なお、柴田町においては、第8次定員適正化計画に沿った定員管理を行うとともに、本編を「柴田町特定事業主行動計画」と位置付け、多様化する住民ニーズに対応できる人材の育成や女性に対する採用、昇進等の機会を積極的に提供し、仕事と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備に取り組みます。

施策4－1　女性の職業能力開発と多様な働き方の促進
施策4－2　農林業や自営業等における女性の経営参画の推進
施策4－3　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策４－１　女性の職業能力開発と多様な働き方の促進

働きたいと希望する誰もが性別にかかわりなく、その能力を十分に発揮できる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現に向けて重要なことです。特に、人口減少が進む中、社会や経済活動を活性化させる上では、女性が様々な制限を受けることなく能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境を整える必要があります。

町民アンケートの結果においては、女性の働き方について、「管理職や役員を目指してスキルアップに励むべき」と回答された方が 41.1%と最も多くなっています。

女性自身が職業能力を身に付けることの必要性を認識できるようにするため、女性のキャリアアップや能力向上のための研修や相談機会の情報提供等を行うとともに、女性の再就職に対する支援に取り組みます。

<table>
<tr><th colspan="5">主な事業／概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td colspan="4">●職業能力開発講座の実施（担当課：商工観光課）
仙南地域職業開発訓練センターとの連携により、働くための技術取得や意識改革を図ります。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>地域企業で働く女性職員を対象とした「女性社員キャリアアップ研修」の女性受講者数</td><td>年間5人</td><td>年間10人</td><td>D</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td colspan="4">●女性の再就職支援（担当課：商工観光課）
女性の再就職支援として、資格取得や就職活動に関するセミナー、働く動機付けとなる研修を実施します。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>離職者等再就職訓練の実施回数</td><td>年６コース</td><td>年６コース</td><td>D</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td colspan="4">●地域の高校生への地元企業情報の紹介（担当課：商工観光課）
ハローワークや県、他の自治体と連携して「企業情報ガイダンス」を開催し、地元企業の事業内容や採用活動等の情報提供の機会を提供します。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>「企業情報ガイダンス」の開催回数</td><td>開催無し</td><td>年1回</td><td>D</td></tr>
</table>

4	**●町女性技術職員（建築・土木）の採用（担当課：総務課）** 町職員の採用に際し、積極的な女性技術職員の確保に努めます。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	町女性技術職員（建築・土木）の採用数	０人	２人	D

施策４－２　農林業や自営業等における女性の経営参画の推進

農林業や自営業者とその家族従事者等においては、女性が生産や経営活動における重要な役割を担っていながら、十分に評価されていない場合があることから、経営における対等なパートナーとして、女性の社会的地位や経済的地位の向上を図る取組を推進します。

また、女性の視点及び経験を生かすとともに、多様で柔軟な働き方のニーズに対応するため、起業や事業継承に関する情報提供等を行います。

主な事業／概要				
1	**●女性の起業・創業に向けた支援（担当課：商工観光課）** 商工会等が開催する創業支援セミナー等を通し、創業支援制度や融資制度・労務管理等の勉強会や情報提供を行います。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	創業支援セミナーの女性受講者数	年間7人	年間7人	D
2	**●国・県等の各種助成金や起業家に対する融資制度等の情報提供（担当課：商工観光課）** 雇用関係助成金や各種融資制度等、雇用者や起業者に役立つ情報を提供します。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	雇用関係助成金や融資制度等の情報提供回数	年2回	年2回以上	D
3	**●女性農業起業家研究会等の実施（担当課：農政課）** 起業に関する情報提供・相談及び支援を実施し、起業家相互の交流や連携を通して意識向上を図ります。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	女性農業起業家研修会等の開催回数	年1回	年1回以上	D

施策4－3　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事は生活を支えるために必要なものであり、やりがいを感じさせてくれるものですが、家族や趣味などプライベートの時間もまた、充実した人生を送るうえで欠かすことができないものです。このワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理想は、個人のライフステージに合わせ、「仕事」と「家庭生活」や「地域・個人の活動」を両立し、誰もが健康で豊かな生活を送るための時間を確保できている状態です。

しかしながら、町民アンケートの結果では、生活の優先度において、理想として「仕事を優先したい」の 9.2%、「家庭生活を優先したい」の 43.7%に対し、現状では「仕事を優先している」が 37.0%、「家庭生活を優先している」が 43.7%と、「仕事」優先になっている方が多い結果となりました。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、仕事と生活の二者択一を迫られることなく、個人のライフステージに応じた多様で柔軟な働き方ができる環境を整えていく必要があります。

特に、男性中心の働き方を見直していくことは、家庭生活や育児等への男性の積極的な参画を促進し、男女がともに協力し合い、お互いが生きがいのある社会を目指すうえでも重要です。

町では、第8次定員適正化計画に沿った定員管理を行いながら、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直す等、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、男性の家事や育児等への参画を促進するため、町男性職員の育児休業取得率の向上に努めます。

<table>
<tr><th colspan="5">主な事業／概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td colspan="4">●町職員のワーク・ライフ・バランスの実現（担当課：総務課）
ワーク・ライフ・バランスをテーマにした研修会等を開催するとともに、働き方を見直すことで、有給休暇の取得率向上や時間外勤務の縮減などを図ります。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>時間外勤務の年間平均時間</td><td>107.3 時間</td><td>90 時間</td><td>D</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td colspan="4">●町男性職員の育児休業取得率の向上（担当課：総務課）
組織を通じて積極的な男性職員の育児休業取得を呼びかけ、家庭生活や育児への参画を促します。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>町男性職員の育児休業取得率</td><td>25.0%</td><td>30.0%</td><td>D</td></tr>
</table>

■基本目標5　地域における男女共同参画の実現

地域における担い手不足や高齢化、コミュニティの希薄化などが課題となっている中で、女性や若者に選ばれる地域づくりを進めていくためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、それぞれの地域が持つ良さを生かしながら、女性や若者が様々な地域活動に参画できる、暮らしやすい地域へとシフトする必要があります。

様々な地域活動に多様な人材が参画することは、全ての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じ、多様性が尊重される地域社会の実現に寄与するとともに、地域活動に新たな発想やイノベーションをもたらします。

特に防災分野では、これまで女性の活躍の場が少なく、避難所運営や物資の配布などの様々な場面にそったニーズが反映されにくい状況もあったことから、男女共同参画の視点を活かした防災への取組みを図る必要があります。

男女が共に担う地域活動を支援するとともに、性別や年齢等により役割が固定化されることがないよう、一人一人の意識を変えていくための啓発に引き続き努めます。

また、近年では高齢化に加え、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が年々増加しています。高齢者等が地域でいきいきと活動できるよう、生涯学習・スポーツ・芸術文化活動などの生きがいづくりや心身の健康づくりに加え、ボランティア活動・地域活動などの社会参加を促進します。

地域における男女共同参画の実現に向けて、この項では以下の４つの施策に取り組みます。

施策5－1　地域活動における男女共同参画の促進
施策5－2　高齢者や障がい者への自立支援
施策5－3　防災への女性参画の促進
施策5－4　恋愛や結婚に向けた若者等への意識の醸成

施策5－1　地域活動における男女共同参画の実現

地域社会においては、地域が抱える多様な課題やニーズに対応するため多様な人材が必要であり、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが大切です。

しかしながら現状では、地域の役員に女性が少ないことや固定的な性別役割分担意識が残るなどの課題が見られます。

女性の地域活動への参画を促し、地域の意思決定に女性の意見を取り入れる環境等を整えるためにも、男性が女性と共に家事や子育て、介護、地域活動に積極的に参加することへの意義を周知するとともに、一人一人が地域活動における男女共同参画への意識を変えていくための学習機会を提供します。

<table>
<tr><th colspan="5">主な事業／概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td colspan="4">●「男性向け家庭教育講座」の実施（担当課：生涯学習課）
父と子が一緒に楽しめる体験型学習を開催することにより、家庭内の性別役割分担の固定観念を解消し、男女が対等に協力し合える家庭環境を形成します。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>事業の実施回数（年間）</td><td>年１回</td><td>年１回</td><td>D</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td colspan="4">●地域デビュー事業の実施（担当課：生涯学習課）
定年退職後の男性の生きがいづくりのため、地域資源を活用した体験学習の講座を開催し、自らの経験や知見を地域へ還元し、地域づくりへ参画する機会を創出します。</td></tr>
<tr><td>測定指標</td><td>現状値
（令和6年度）</td><td>目標値
（令和12年度）</td><td>関連要因</td></tr>
<tr><td>事業の実施回数（年間）</td><td>年5回</td><td>年5回</td><td>C</td></tr>
</table>

施策5－2　高齢者や障がい者への自立支援

高齢者が社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、希望を持って自分らしく暮らし続けるためには、生涯学習やスポーツ、芸術文化活動などの生きがいづくりや心身の健康づくりに加え、ボランティア活動や地域活動などに積極的に参画できる地域支え合いの仕組みづくりを促進する必要があります。高齢者の豊かな知識や能力を活かし、社会参加の促進や生きがいづくりの活動を支援します。

また、障がいがある人は複合的な困難を抱えている場合があることから、障害を理由とする差別の解消や虐待防止などについての理解醸成を図るとともに、障がいがある人が地域の中で安心して暮らせるよう、相談事業の実施や自立支援などの障害者福祉サービスの周知に努めます。

主な事業／概要

1

●生活困窮者の自立支援（担当課：福祉課）

宮城県自立相談支援センター仙南事務所や関係機関と連携し、生活面や就労面の支援をすることで、生活困窮者の自立を目指します。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
宮城県自立相談支援センター仙南事務所への相談件数	年間139件	年間150件	D

2

●障がい者相談事業の実施（担当課：福祉課）

障がい者が自立した日常生活を送れるよう、多様な相談に応じ、必要な情報を提供し、生活や就労の支援の充実を図ります。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）	関連要因
障がい者相談支援事業利用者数	年間243人	年間250人	D

3

●障害者虐待防止センター事業や障害福祉サービス事業等の周知（担当課：福祉課）

障がい者への虐待をなくし、障がい者が不利益を被らないよう基幹相談支援センターの充実や関係者との連携を強化し、障がい者の権利を守る体制づくりを推進するとともに、事業の周知を図ります。

測定指標	現状値（令和6年度）	目標値	関連要因
広報紙などを活用した情報発信	年4回	年4回以上	D

4	**●高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進（担当課：福祉課）** 町内の高齢者を中心とした複数のダンベル体操サークルとノルディックウォーキングサークルで、活動ごとに連絡会を開催し、交流と学びを促すことで、地域活動の維持・活性化を図ります。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	連絡会の実施	年3回ずつ	年3回ずつ	C
5	**●地域支え合い研修会の実施（担当課：社会福祉協議会）** 地域の住民が互いに支え合い、見守りや生活支援の連携を図るための地域支え合い研修会を開催します。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	研修会開催回数	年1回	年1回	C

施策5－3　防災への女性参画の促進

近年の生活を脅かす大規模災害（感染症・地震・津波・洪水・火災・獣被害等）への備えには、地域における防災力の向上が不可欠です。この向上を図るためには、多岐にわたる災害等への防災意識や、防災会議や自主防災組織等への女性の参画、防災に係る意思決定に女性が関わっていくことが大切です。特に、避難所運営に対しては、女性と男性のニーズの違いに配慮した環境整備や意識の醸成が重要です。

町民アンケートの結果においても、最も回答の多かった「男女それぞれの視点から避難所運営サポートを行う」の 19.0％に続き、「女性に配慮した避難所機能を確保する」が 18.6％と、男女双方の視点を取り入れた体制づくりや意識づくりが求められています。地域で助け合う防災体制を推進するとともに、防災活動における女性の参画拡大に努めます。

また、防災訓練や出前講座を通じて、それぞれの視点に配慮した災害対応や被災者支援の必要性、防災意識の啓発を図ります。

主な事業／概要				
1	**●学校・地域における防災教育の充実（担当課：総務課）** 防災訓練に合わせて、出前講座による学校・地域における防災教育を行います。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	自主防災会訓練・出前講座の回数	年間12件	年間15件	C

2	**●防災指導員の養成（担当課：総務課）** 防災指導員を養成し、各自主防災組織に1名以上の女性防災指導員を配置します。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	女性の防災指導員が1名以上配置されている自主防災組織の割合	76.9%	100%	C

施策5－4　恋愛や結婚に向けた若者等への意識の醸成

将来に対する経済的な不安や育児・家庭生活への不安、個人の自由を重視する価値観の広がりなどにより、恋愛や結婚を選択しない若者が増えています。また、結婚を望んでいても、日々の忙しさによって将来を見据える時間や余裕が限られる生活は、出会いの機会を心理的に遠ざけ、結婚や家庭形成への障壁となっています。人生において、恋愛や結婚を選択肢の一つとして自然に想像できる未来は、対等なパートナーシップを前提とする生き方を広げることにつながります。

若者が自分らしく生きるという希望を恋愛や結婚という形で実現できる社会の実現のため、関係機関と協力しながら、婚活イベントや結婚相談などによる出会いの場の提供に努めます。

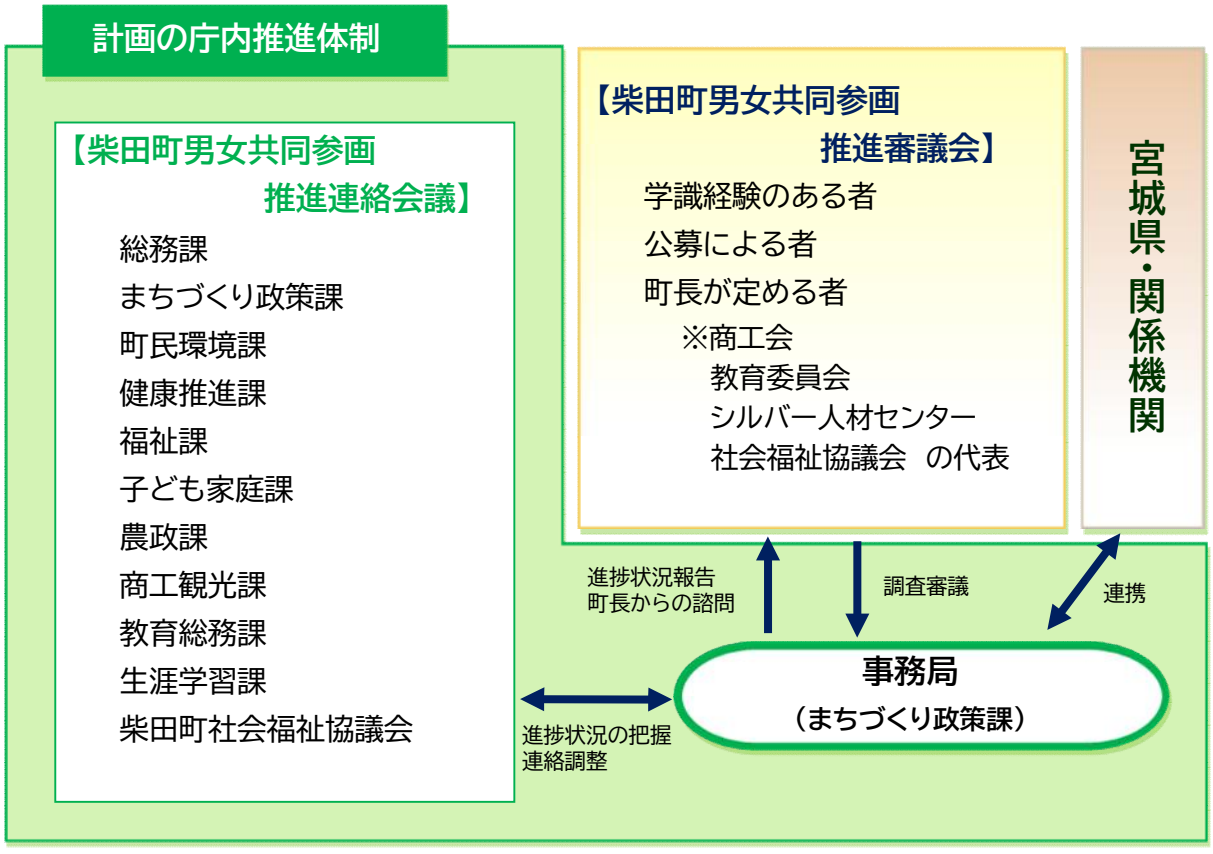
主な事業／概要				
1	**●結婚イベントや結婚相談会などによる出会いの場の提供（担当課：まちづくり政策課）** 宮城県や宮城県青年会館と協力し、結婚支援センター「みやマリ！」出張登録会や、婚活相談会を実施します。			
	測定指標	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	関連要因
	相談会等の実施回数	－	年1回以上	D

第３章　計画の推進

1　計画の推進体制

男女共同参画の推進に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を総合的かつ円滑に推進するため、庁内組織である「柴田町男女共同参画推進連絡会議」において横断的な調整・検討を行うことと併せて、学識経験者や町内代表者等で構成する「柴田町男女共同参画推進審議会」は、町長の諮問に応じて必要な調査審議を行い、その結果をもって本計画の効果的な推進を図ります。

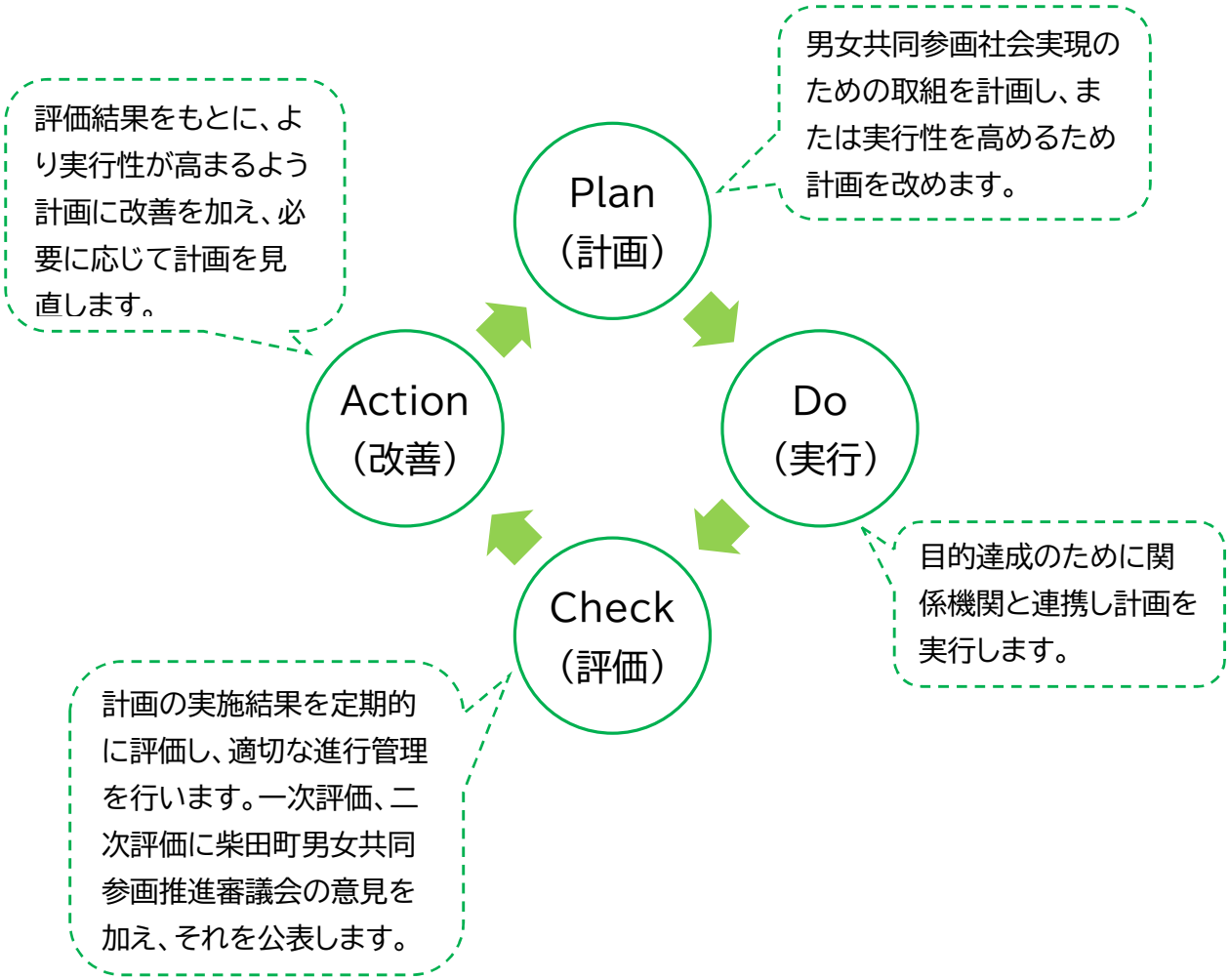
また、宮城県や関係機関との連携強化に努め、取組の相互調整を図りながら、より一層計画の充実を図るものとします。



2 計画推進のための取組

本計画の推進にあっては、各事業に数値目標を設定し客観的な評価を可能にしており、年度ごとの進捗状況を把握・検証し、その結果を公表すると同時に次の取組にフィードバックする、マネジメントサイクル（PDCAサイクル）の導入をもって適切な進行管理に努め、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の評価については、各事業の所管課で行う一次評価と、これを取りまとめるまちづくり政策課による二次評価に加え、柴田町男女共同参画推進審議会において必要な提案や助言をいただき、計画の実行性を高めます。



参 考 資 料

■男女共同参画社会基本法……29

■柴田町男女共同参画推進条例……35

■柴田町男女共同参画推進審議会条例……40

■令和6・7年度柴田町男女共同参画推進審議会委員名簿……42

■用語解説……43

■第6次しばた男女共同参画プラン策定に係るアンケート実施概要……46

■パブリックコメント　実施概要……47

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

最終改正：令和七年六月二十七日法律第八十号

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二　独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男

女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3　男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条　国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

柴田町男女共同参画推進条例

平成 24 年 1 月 25 日
条例第 1 号

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　基本理念（第 3 条）
第 3 章　町、住民、事業者及び教育関係者の責務（第 4 条―第 7 条）
第 4 章　男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第 8 条・第 9 条）
第 5 章　男女共同参画を推進するための基本的施策（第 10 条―第 20 条）
第 6 章　柴田町男女共同参画審議会（第 21 条）
第 7 章　雑則（第 22 条）
附則

前文

すべての人が、性別や年齢にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を発揮できる社会を実現することは、私たち住民の願いです。

柴田町では、男女が共に自立し、あらゆる分野に参画できるまちづくりを目指し、平成 10 年に男女共同参画都市を宣言しました。また、男女共同参画社会基本法の精神に基づき、男女共同参画社会形成のための取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差が生じています。このような状況を改善し、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し、共に責任をもって築き上げる真の男女共同参画社会の実現が望まれます。

私たちは男女が平等な社会の実現を目指し、町と住民が互いに協力しながら男女共同参画を推進するため、住民の参画によりこの条例を制定します。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念に基づき、男女共同参画の推進に関する基本理念（以下「基本理念」といいます。）を定めるとともに、町、住民、事業者及び教育関係者の責務及び施策を明らかにすることにより、心豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおり定めます。

（1）男女共同参画　すべての人が、性別にかかわりなく、互いにその人権を尊重しつつ、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し、責任を担うことをいいます。

（2）住民　町内に居住する人、通勤又は通学をする人及び町内で活動する人をいいます。

（3）事業者　町内において営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人及び団体をいいます。

（4） 教育関係者　学校教育、社会教育その他のあらゆる教育にかかわる人をいいます。

（5） 積極的改善措置　男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいいます。

（6） 性別による人権侵害行為　性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどをいいます。

（7） セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ） 相手の意に反する性的言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいいます。

（8） ドメスティック・バイオレンス（配偶者等への暴力） 配偶者その他の親密な関係にある者による身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

第２章　基本理念

第３条　男女共同参画の推進に当たり、次に掲げる事項を基本理念とします。

（1） 男女の人権の尊重　男女の個人としての人権が尊重され性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及び性同一性障害を持つ人その他の多様な性を持つ人の人権についても配慮すること。

（2） 暴力の根絶　ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを根絶すること。

（3） 社会制度又は慣行についての配慮　性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、すべての人が社会における活動の選択を自由に行えること。

（4） 共同参画の機会確保　町の政策、地域及び事業者等における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、積極的改善措置をとること。

（5） 家庭生活及びその他の活動の両立　性別にかかわりなく誰もが家族の一員として、社会的支援の下に子ども・青少年の養育、家族の介護その他の家庭生活、学校、職場、地域等の活動を両立できるようにすること。

（6） 性と生殖に関する健康と権利の確保　男女が互いに尊重し合い、生涯にわたり健康な生活を営むこと。妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、産む性としての女性の身体的機能に配慮し、その自己選択及び自己決定権が尊重されること。

（7） 国際社会との協調　国際社会の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

第３章　町、住民、事業者及び教育関係者の責務

（町の責務）

第４条　町は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

２　町は、男女共同参画の推進に当たっては、住民、事業者、教育関係者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組みます。

（住民の責務）

第５条　住民は、基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野に、積極的に参画するとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等とを両立させることができるよう適切な職場環境を整備し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

（教育関係者の責務）

第７条　教育関係者は、基本理念に基づき、地域、学校、家庭等の相互の連携を図りながら男女共同参画の推進に努めます。

第４章　男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

（性別による権利侵害の禁止）

第８条　すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはなりません。

２　すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

（情報に関する留意）

第９条　すべての人は、住民に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければなりません。

第５章　男女共同参画を推進するための基本的施策

（基本計画）

第10条　町長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

（１）男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱

（２）男女の人権の尊重に関する事項

（３）前２号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　町長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、柴田町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、住民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めます。

４　町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

（施策の策定）

第11条　町は、施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を行います。

（１）施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の形成に配慮すること。

（２）基本理念に関する理解を深めるため、住民、事業者及び教育関係者へ情報の提供、広報啓発活動、学習の機会その他適切な施策を講ずること。

（３）男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を公表すること。

（４）男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備し、常に関係機関と連携及び協力するよう努めること。

（5） 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

（6） 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表すること。

（教育の分野における施策）

第 12 条 町は、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性及び能力の育成その他男女共同参画の推進のための必要な施策を講じます。

（性と生殖に関する健康と権利の確保）

第 13 条 町は、性と生殖に関する健康と権利が十分に確保されるように、情報の提供及び意識の啓発に努めます。

（農林業、商工業等の分野における施策）

第 14 条 町は、農林業、商工業及びサービス業の分野で、男女が共に充実感を持って働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めます。

（防災及び復興分野における施策）

第 15 条 町は、防災及び復興分野で、男女共同参画の視点を踏まえた防災、被害者支援及び災害対応を推進するために必要な施策を講ずるよう努めます。

（家庭生活とその他の活動の両立支援）

第 16 条 町は、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立できるよう必要な環境整備に努めます。

（積極的改善措置）

第 17 条 町は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女間の参画機会に格差が生じている場合は、住民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるとともに能力開発に努めます。

2 町は、施策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう、審議会等の委員の構成及び人員配置について、基本計画に数値目標を掲げ、男女の均衡を図るよう努めます。

（性別による人権侵害に対する支援）

第 18 条 町長は、性別による人権侵害行為に関する相談者に対し、関係機関との連携の下に必要な支援を行います。

（苦情及び意見）

第 19 条 住民、事業者及び教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する苦情及び意見を町長に申し出ることができます。

2 町長は、前項の申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切に対応します。この場合において町長は、第 21 条で定める審議会に意見を聴くことができます。

（国際社会との協調）

第 20 条 町は、国際的な理解と協調の下に男女共同参画を推進するため、住民及び事業者が国際交流を図ることができるよう支援に努めます。

第 6 章 柴田町男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第 21 条 町長は附属機関として、柴田町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行います。

（1） 第 10 条に定める基本計画に関すること。

（2） 第 11 条に定める施策に関すること。

（3） 前 2 号に定めるもののほか、男女共同参画推進に関すること。

第 7 章 雑則

（委任）

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

柴田町男女共同参画推進審議会条例

平成 24 年 6 月 14 日
条例第 16 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、柴田町男女共同参画推進条例（平成 24 年柴田町条例第 1 号）第 21 条の規定に基づき、柴田町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条　審議会は、町長の諮問に応じ、柴田町男女共同参画推進条例第 21 条第 2 項各号に掲げる事項について調査審議する。

（組織）

第 3 条　審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

（1）学識経験のある者

（2）公募による者

（3）前 2 号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

3　男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員の任期）

第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条　審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条　審議会は、会議において委員以外の者に意見又は説明を聴く必要があると認めるときは、会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第 8 条　審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

（委任）

第 9 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

（特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年柴田町条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

令和６･７年度柴田町男女共同参画推進審議会委員名簿

	条例上の区分	氏　名	所属（機関･団体）等
1	学識経験のある者	◎作山（さくやま）　美智子（みちこ）	東北文化学園大学
2	公募による者	大槻（おおつき）　幸子（ゆきこ）	
3	〃	大沼（おおぬま）　育美（いくみ）	
4	〃	平間（ひらま）　啓太（けいた）	
5	〃	加茂（かも）　竜介（りょうすけ）	
6	町長が特に必要と認める者	小林（こばやし）　久美子（くみこ）	柴田町教育委員会
7	〃	海和（かいわ）　美知子（みちこ）	柴田町シルバー人材センター
8	〃	○國分（こくぶん）　英敏（ひでとし）	柴田町商工会
9	〃	八島（やしま）　裕晃（ひろあき）	柴田町社会福祉協議会

（◎…会長、○…副会長）

■用語解説（本文中で※印）

行	用語	解説	初ページ
ア行	SDGs	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals Goals）のこと。平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。	3
	M字カーブ	女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線のことで、出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いこと。	7
	L字カーブ	女性の正規雇用比率を年齢階層別に線グラフで示したとき、20代後半をピークに、その後は右肩下がりで低下していく現象のこと。	7
カ行	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	7
サ行	ジェンダー	生まれる前に決定される生物学的な性の違いに対して、出生後に周囲とかかわりながら育つ中でこうあるべきだと身についた性差観念のこと。	3
	ジェンダー平等	ジェンダーによって生き方や働き方が決められるのではなく、平等に責任や権利、機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。	3

行	用語	解説	初ページ
サ行	性別バイアス	社会や文化で形成された「男らしさ」「女らしさ」といった性別に基づく先入観や偏見のこと。	15
タ行	多様性（ダイバーシティ）	性別、国籍、年齢、障がいの有無、性的指向、価値観、経験など、様々な背景や特性を持つ人々が互いを認め合い、共存していく社会のこと。	7
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、性的経済的な暴力なども含まれます。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」という。	10
ハ行	PDCA サイクル	PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。	1
	ハラスメント	相手の人格や尊厳を侵害する「いじめ」や「嫌がらせ」のこと。セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど多種にわたる。	10
	プレコンセプションケア	性別を問わずすべての人が、現在のからだの状態を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えて、自分たちの健康に向き合うことです。	16
マ行	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境・所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念や固定観念となっていく。	7
ラ行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）	妊娠や出産などに関わる全てにおいて、身体・精神的、社会的に良好な状態を保って自分らしく生きること。自身の健康のために必要な情報を得て、身体に関する全てのことを自分で選択し決めることのできる権利のこと。	12

行	用語	解説	初ページ
ワ行	ワーキングケアラー	仕事を続けながら、要介護状態にある家族、親族の介護や世話を無償で担う人のこと。ビジネスケアラーとも呼ばれ、働き盛りの世代を中心に増加しており、重要な社会課題となっている。	14
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	仕事と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすること。	17

パブリックコメント　実施概要

　第5次しばた男女共同参画プランの素案を公表し、内容をお知らせするとともに、より良い計画とするため、令和3年2月1日から3月2日までの30日間、町民の皆様の意見を募集した結果、2名の方から9件の意見の提出がありました。

〇素案の公表方法
(1)町ホームページに掲載
(2)指定場所での閲覧・配布
　柴田町役場、槻木事務所、槻木生涯学習センター、船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センター、船岡公民館、西住公民館、船迫公民館、農村環境改善センター、まちづくり推進センター、柴田町図書館

第６次しばた男女共同参画プラン

令和8年3月　発行

発行者　柴田町役場

編　集　まちづくり政策課

〒989-1692　宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目 3-45

電　話　0224－54－2111

ＦＡＸ　0224－55－4172

E-mail　plan@town.shibata.miyagi.jp

町ＨＰ　http://www.town.shibata.miyagi.jp